

令和3年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和3年8月6日（金）

時 間 14:00～16:00

会 場 滋賀県庁北新館5B会議室

1 開会・あいさつ

2 委員紹介

3 副会長の選出

4 議 事

(1) 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について

(2) インクルーシブ教育システムの構築に向けて
「副次的な学籍」に関する研究について

(3) 切れ目ない支援体制の構築について
個別の教育支援計画の利活用の推進について

5 閉 会

<配布資料>

委員名簿、滋賀県附属機関設置条例、滋賀県特別支援教育支援委員会規則、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項、滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について

資料2 「地域で学ぶ」支援体制強化事業「副次的な学籍」に関する研究

資料3-1 本県の特別支援教育の状況について

資料3-2 令和2年度特別支援教育にかかる実態調査について

資料3-3 個別の教育支援計画の活用による切れ目ない支援体制の構築に向けて

参考資料 個別の教育支援計画参考様式

滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿 (任期: 令和2年6月22日～令和4年6月21日)

区 分	氏 名	所 属 等	
医 師	宇野 正 章	滋賀県医師会:小児科医	
	上野 一 寛	滋賀県医師会:精神科医	欠席
	福田 正 悟	滋賀県医師会:学校医	
学識経験者	渡部 雅 之	滋賀大学教育学部教授 副学長	会長
	磯部 美 也 子	奈良大学社会学部教授	
	柴田 有 加 里	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター所長)	
教育機関の 職員	左谷 光 夫	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)	
	宮崎 ナオユ子	特別支援学校教職員:病弱 (県立鳥居本養護学校長)	欠席
	北村 昭 夫	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立野洲養護学校長)	
	尾代 恵 子	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)	欠席
	中川 孝 子	特別支援学校教職員:知的障害 (県立長浜北星高等養護学校長)	欠席
	丸田 尚 志	県特別支援教育研究会会長 (守山市立明富中学校長)	
	磯田 典 利	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会会長)	
	菊池 ハルコ	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)	
	宮城 智 美	幼稚園等教職員 (大津市立大津幼稚園長)	
	北川 幹 芳	県立高等学校教職員 (県立愛知高等学校長)	
	甲津 千 秋	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)	
県の職員	酒見 純	県健康医療福祉部障害福祉課長	
	西村 美	県中央子ども家庭相談センター所長	
	岩田 俊 幸	県彦根子ども家庭相談センター所長	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項に掲げる附属機関にあつては知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滋賀県基本構想審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）

(2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）

(3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）

(4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）

(5) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）

(6) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）

(7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）

(8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第3項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

(省 略)

別表 (第2条関係)

1 知事の附属機関

(省 略)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

(省 略)

3 知事および教育委員会の附属機関

(省 略)

○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和 50 年 4 月 28 日滋賀県教育委員会規則第 10 号

改正 昭和 58 年 9 月 30 日教育委員会規則第 15 号

平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号

平成 18 年 12 月 28 日教育委員会規則第 11 号

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 24 年 6 月 6 日教育委員会規則第 3 号

平成 25 年 7 月 5 日教育委員会規則第 13 号

平成 29 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 委員会に、会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

(調査員)

第5条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、県教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和58年9月30日において現に委員の職にある者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (昭和58年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年7月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

(2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

- 1 この要項は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年4月28日制定）は廃止する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

(平成30年11月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

(会議の公開または非公開の決定)

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づき、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
- 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 調査審議の経過
 - (5) 議決した事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について

担任する事務

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

滋賀県特別支援教育支援委員会の議題について

1 令和2年度 議事内容

第1回（令和2年9月3日）

○本県における特別支援教育の現状と課題・施策について

本県における特別支援教育の現状

今年度の取組

○特別支援学級・通級による指導・支援の充実を目指して

第2回（令和3年2月8日）

○県内の特別支援教育に関する実態に関して

本県における特別支援教育対象児童生徒数の推移

○多様で柔軟な学びの場に関して

通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒への指導の充実を目指して

2 令和3年度 議事内容

第1回（令和3年8月6日）

①インクルーシブ教育システムの構築に向けて

「副次的な学籍」に関する研究について

②切れ目ない支援体制の構築について

個別の教育支援計画の利活用の推進について

第2回（令和4年2月予定）

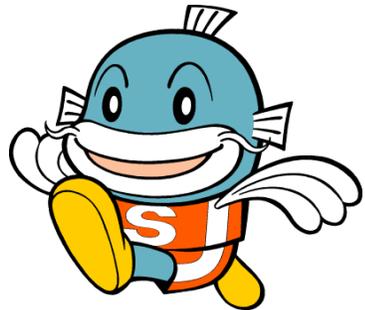
滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）について

定着期の成果と課題を踏まえて、拡大期の取り組みについて

「地域で学ぶ」支援体制強化事業

「副次的な学籍」に関する研究

～インクルーシブ教育システムの構築を目指して～



滋賀県イメージキャラクター
「キャツフィー」

令和3年8月6日（金）
滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課



1 国が示す「副次的な籍」の位置付け

○中央教育審議会初等中等教育分科会報告（H24）

- 就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、（中略）柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要
- 一部の自治体で実施している居住地校に副次的な籍を置くことについては、居住地との結びつきを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進するうえで意義がある。

○新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（R3）

- 居住する市区町村教育委員会が引き続き、その子供の教育に深く関わり、居住地の小学校に副次的な籍を設けるなど、障害のある子供が居住地域とのつながりを維持できるような取組が期待される。

○中央教育審議会答申（R3）

- 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりする上でも有意義であり、その一層の普及を推進することが重要

2 本県における「副次的な学籍」の研究

目的

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりを行うため、副次的な学籍を制度化することを目的に、平成28年度から市町との共同研究として副籍に関する研究に取り組んできた。

研究の内容

特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒が小中学校と特別支援学校双方に学籍を置き、小中学校での「共に学ぶ」と、特別支援学校での「専門的な教育を受ける」ことの両方を実現するための仕組みである副籍の制度化に向けた研究を行う。

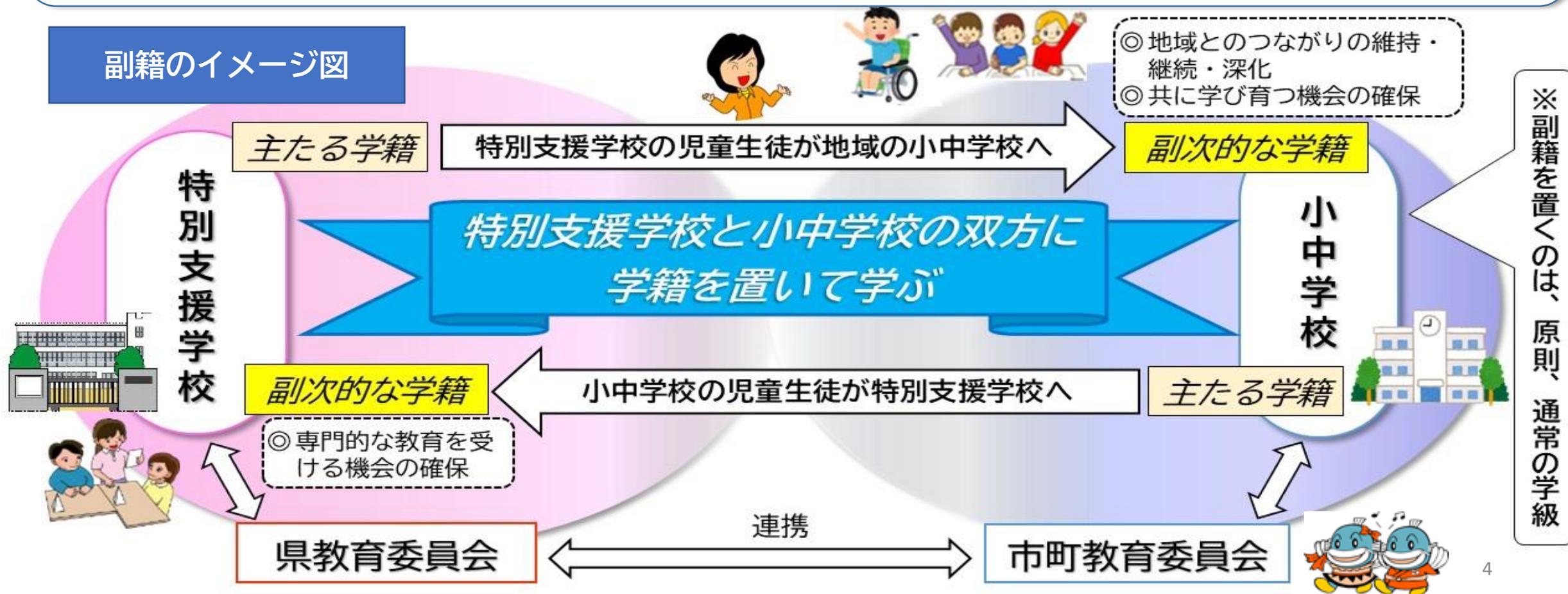
これまでの共同研究

- | | |
|---------------|--|
| ・平成28年度～令和元年度 | 長浜市教育委員会と長浜養護学校 |
| ・令和元年度～令和3年度 | 彦根市教育委員会と甲良養護学校 |
| ・令和2年度～令和3年度 | 東近江市教育委員会と八日市養護学校 |
| ・令和3年度 | 大津市教育委員会と北大津養護学校、守山市教育委員会と野洲養護学校、甲賀市教育委員会と三雲養護学校 |

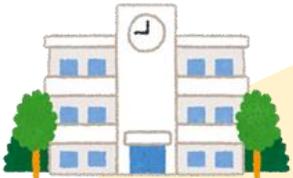
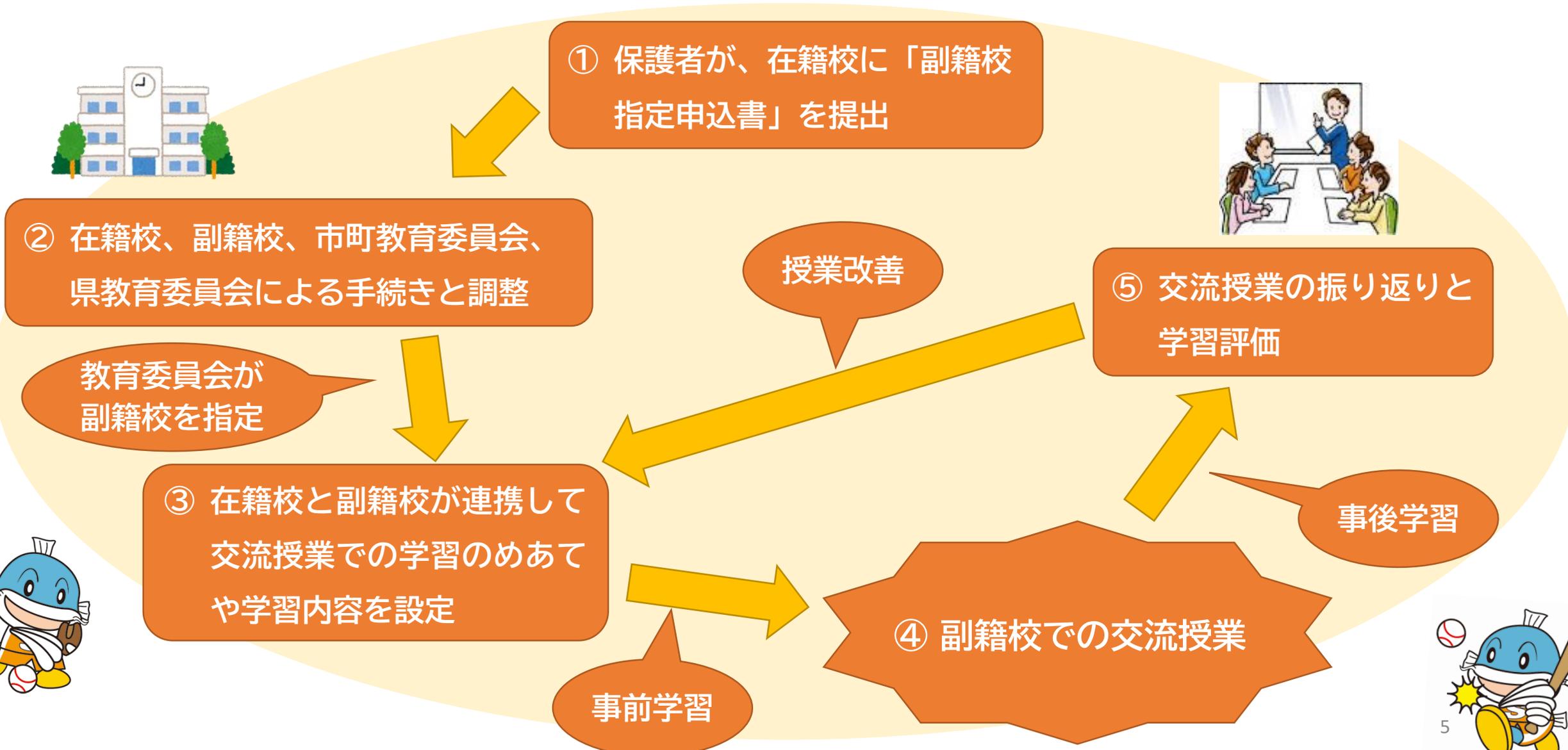
3 本県における「副次的な学籍」の研究の仕組み

副次的な学籍（副籍）とは、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害のある児童が居住地を通学区とする小中学校（公立小中学校および義務教育学校）と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小中学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための新たな仕組みのひとつ

副籍のイメージ図



4 副籍校での交流授業までの流れ（イメージ図）



5 保護者の声 ～「副次的な学籍」の研究より～

地元の子どもたちと関わる機会は、我が子にとって貴重な経験になりました。お互いを理解し支え合う、そんなきっかけになれば嬉しいです。少しずつ小学校に慣れていく姿を見るのも嬉しく感じました。

(特別支援学校保護者)

保育園の友だちとの関係がもててよかったです。他学年の子どもや先生方にも顔を覚えてもらえると、地域で生活する中で、安心して過ごすことにつながると思います。交流の時の写真を見ると、みんなと一緒に楽しく活動できていたようで嬉しく感じました。

(特別支援学校保護者)

副籍校での学習をととても楽しみにしていました。副籍校で作った作品や学習したプリントを見せながら楽しかったことをよく話すようになりました。

(小学校保護者)

小学校でたくさん勉強することができて、本人ががんばる姿もたくさん見ることができて嬉しかったです。今後も無理なく、楽しく交流を続けていく中で、色々な経験をたくさんしていけるといいなと思います。

(特別支援学校保護者)



6 教員の声 ～「副次的な学籍」の研究より～

普段の学習で身に付けた力を副籍校でも発揮し、学期に1回でしたが主体的に活動することができました。また、校種の異なる教員が密に連携することで双方の理解を深めることにつながりました。

(特別支援学校教員)

自立活動では専門的な知識や方法を学ぶことができ、在籍校での毎日の学習に生かすことができました。また、たくさんの友だちと活動する中で社会性を身に付ける場にもなりました。

(小学校教員)

自立活動では、実際の指導を見せていただきながら担任が気を付ける点などを教えていただき、小学校(特別支援学級)での指導の参考になりました。

(小学校教員)



7 「副次的な学籍」の研究の成果と課題

成果

- 特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小中学校で共に学ぶことで、子ども同士のつながり、地域とのつながりが深まる。
- 小中学校に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学校で専門的な指導を受けられることができ、在籍校での指導に生かすことができる。
- 副籍による活動では、普段は体験できない学習ができ、学習効果が高まる。
- 校種の異なる教職員が、共に学習内容等について協議することで、双方の学校や児童生徒に対する理解を深めることに繋がっている。
- 研究に関わった教職員の特別支援教育に関する視野や認識が広がった。

7 「副次的な学籍」の研究の成果と課題

課題

- 交流授業の内容や環境整備等のきめ細かな調整をする必要がある。
- 担任が副籍校へ引率することや、打ち合わせや事前・事後学習による副籍校へ出向く機会が増え、在籍校の指導体制に及ぼす影響が大きい。
- 副籍校への送迎や付添い等による保護者の負担がある。
- 副籍による交流授業の回数によっては双方の学校の教育課程に影響を及ぼす恐れがある。
- 制度化に当たっては、無理のない持続可能な取組となるよう工夫する必要がある。
- 関係校の連携とともに、さらなる指導体制の工夫が必要である。
- 副籍をコーディネート、補助する人員の配置が必要である。

8 ご意見をいただきたいポイント

★お話しいただきたい観点

- ① 無理のない持続可能な取組にするための工夫
- ② 学校の教育課程や指導体制に影響が少ない取組にするための工夫

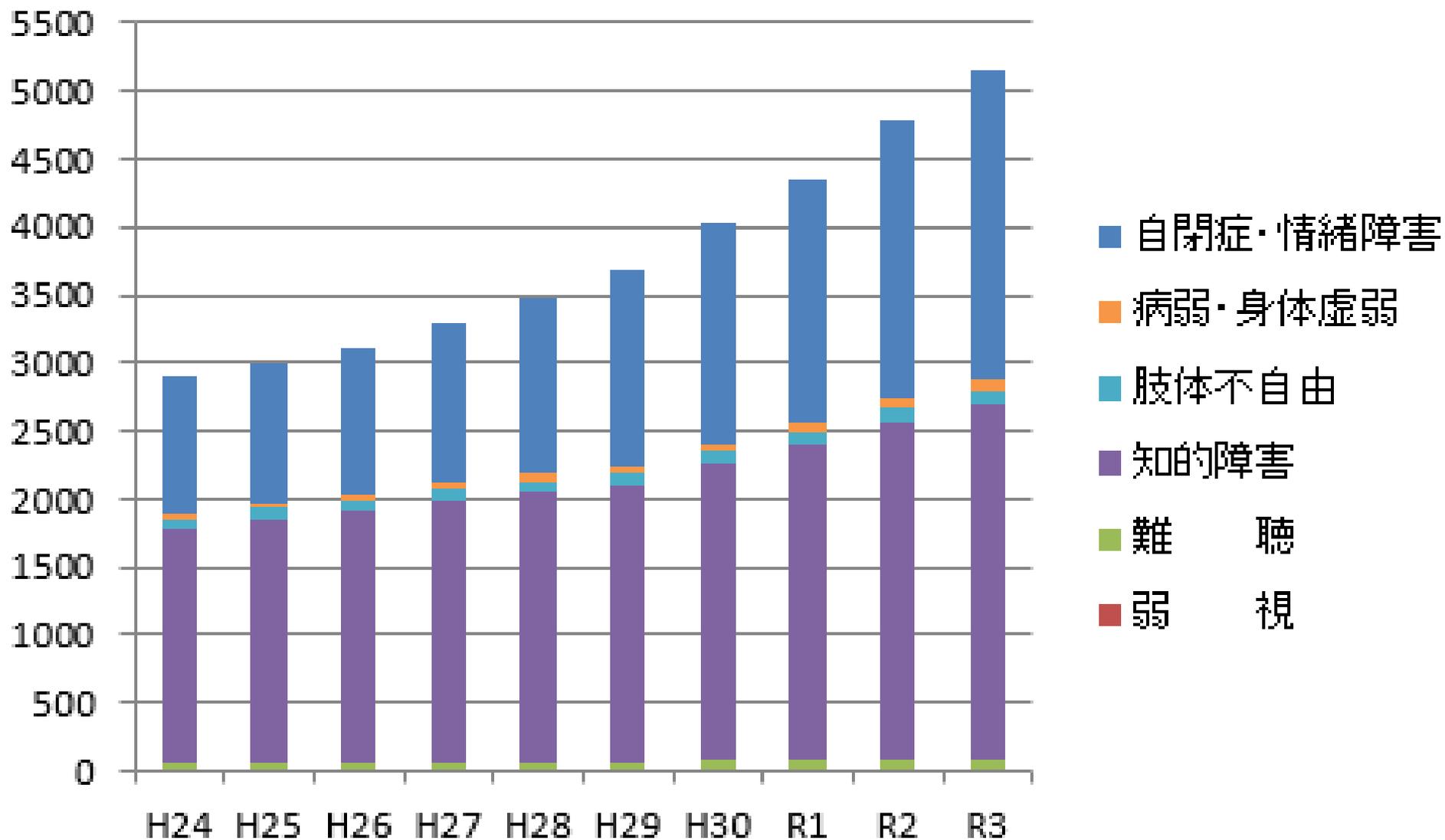
★ご意見をいただきたい項目（例）

- ・ 対象者
- ・ 必要な人員について（校内体制の在り方）
- ・ 教育課程への位置付け
- ・ 交流授業の学習評価の在り方（指導要録の取扱い等）
- ・ 設置者の異なる学校間の連携の在り方 等

本県の特別支援教育の状況について

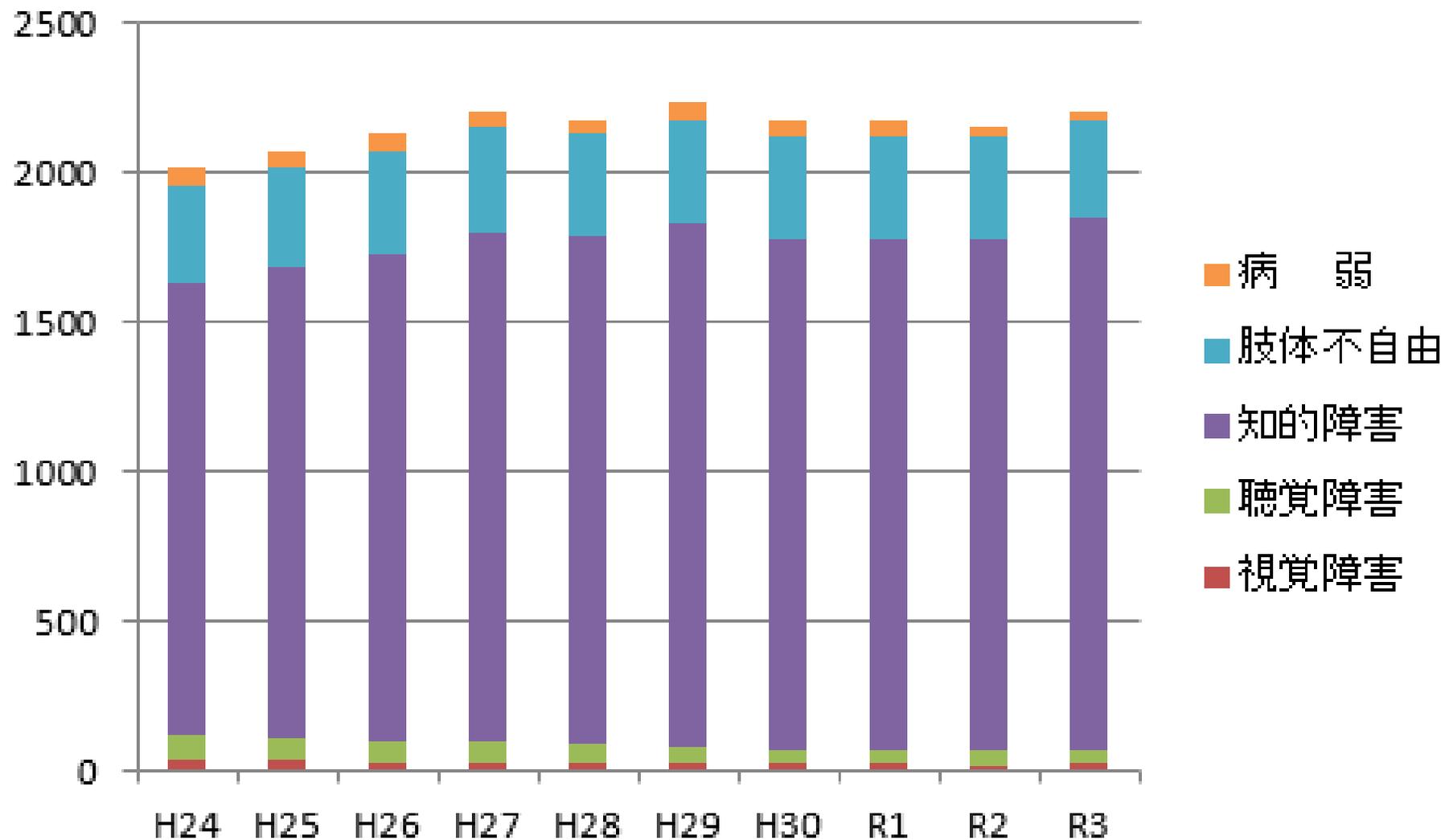
市町立小・中学校および義務教育学校特別支援学級の児童生徒数の推移

(毎年度 5月1日現在)



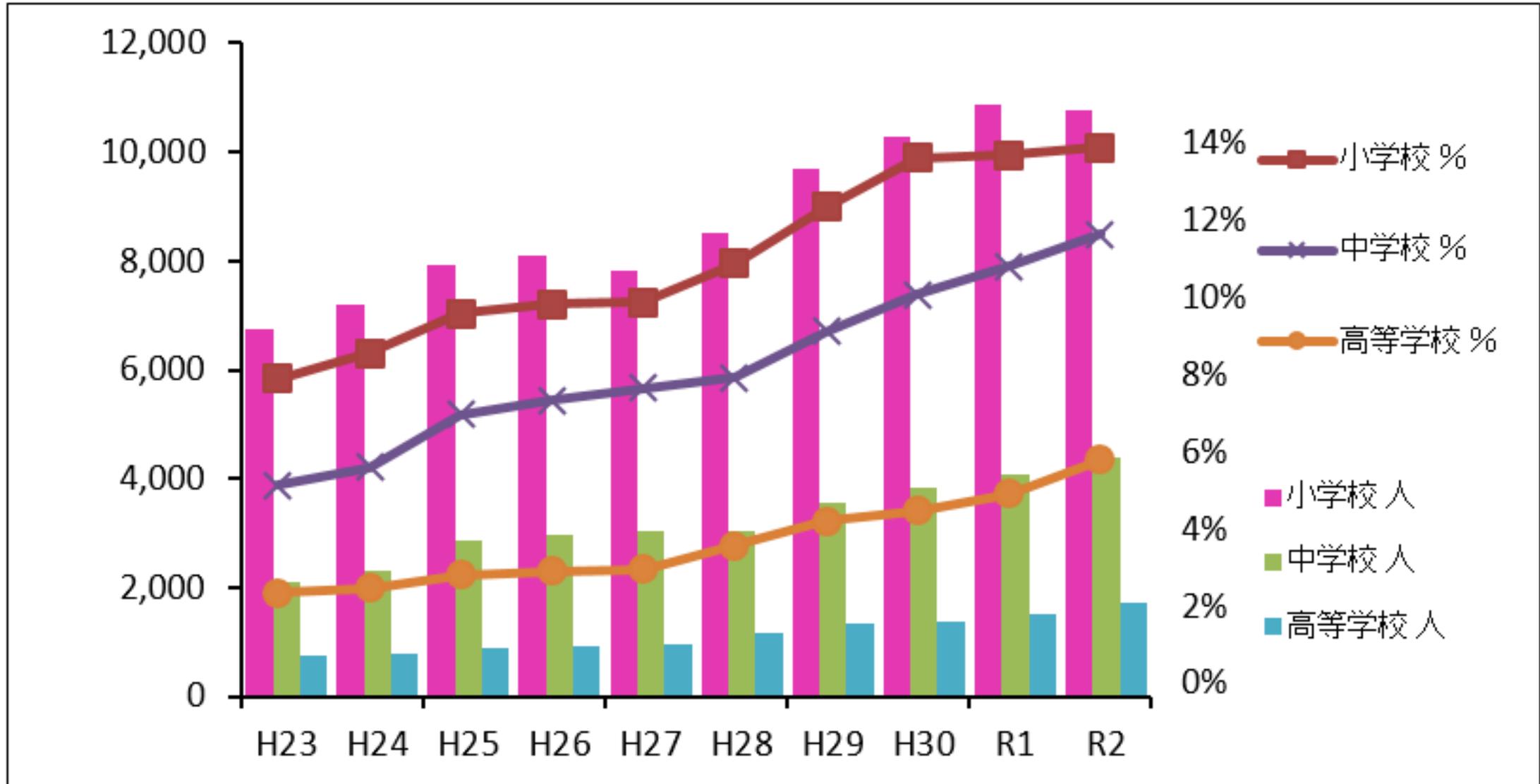
県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

(毎年度 5月1日現在)

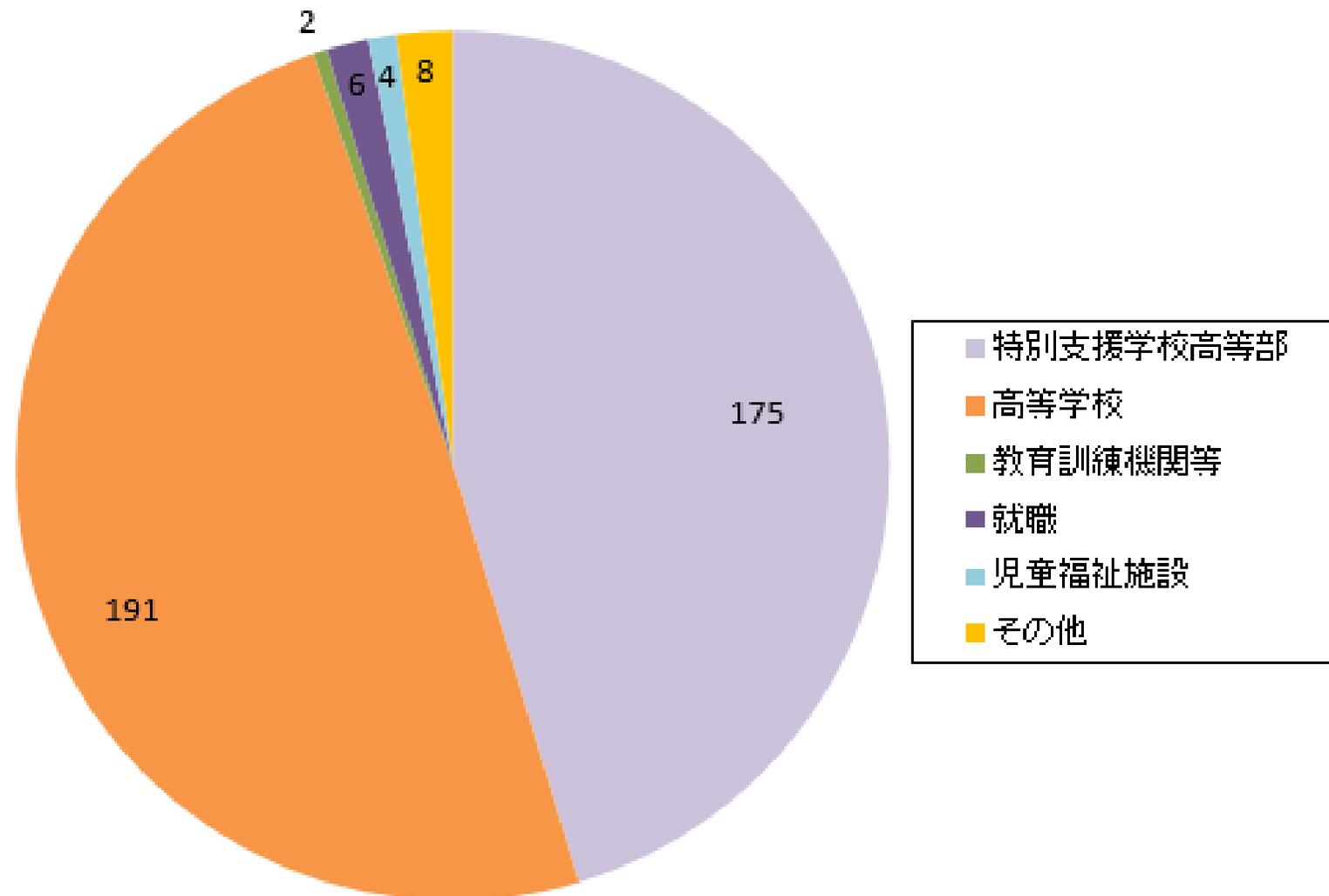


公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする 児童生徒数の状況

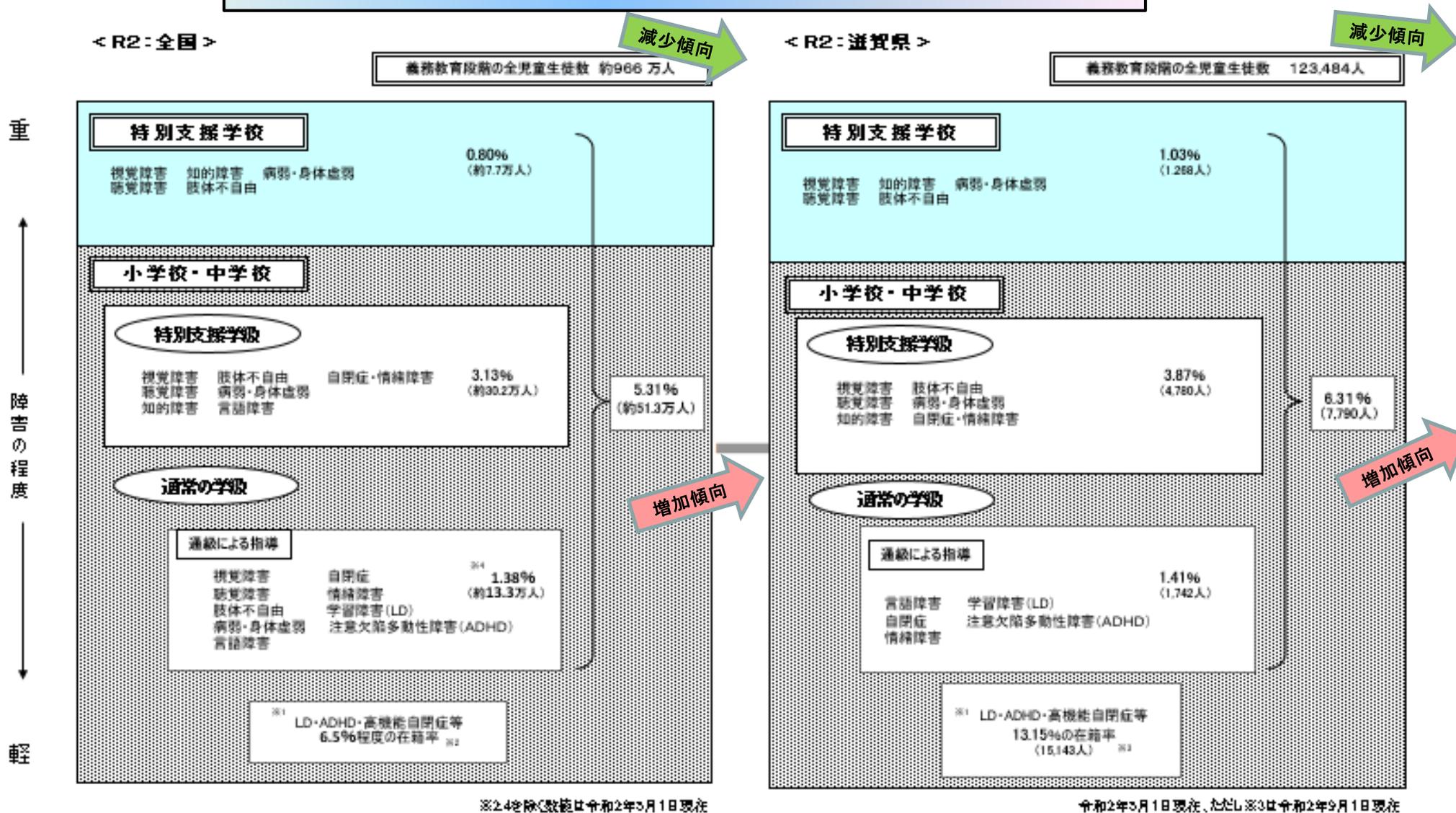
(毎年度9月1日現在)



令和2年度 中学校および義務教育学校(後期課程)特別支援学級卒業生進路状況



特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)



※1 LD(Learning Disabilities): 学習障害

ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder): 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を言わず複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

※3 令和2年9月1日現在で通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別支援教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中学校のみ)

令和 2 年度 特別支援教育にかかる実態調査について【毎年 9 月 1 日調査】

- 通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合（診断の有無は問わない）

	R 2 確定値	R 元確定値	H30 確定値	全国 H24 調査
小学校	13.89%	13.68%	13.61%	7.7%
中学校	11.62%	10.81%	10.06%	4.0%
小中学校 計	13.15%	12.76%	12.43%	6.5%
高等学校	5.79%	4.90%	4.48%	—

- 個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	R 2 確定値	R 元確定値	H30 確定値	全国 H30
小学校	99.0%	97.1%	91.9%	85.6%
中学校	98.1%	97.1%	92.5%	77.8%
高等学校	95.4%	91.2%	91.6%	74.2%

* 全国の数値は国公私立計

- 個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

	R 2 確定値	R 元確定値	H30 確定値	全国 H30
小学校	90.4%	87.5%	78.5%	74.1%
中学校	89.9%	84.5%	75.5%	71.7%
高等学校	83.2%	79.1%	87.4%	69.2%

* 全国の数値は国公私立計

- * 県「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」作成率について

公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合

- * 全国「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成率について

（平成 30 年度 特別支援教育に関する調査結果より）

通常の学級に在籍する児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に作成されている人数の割合

（調査時点：平成 30 年 5 月 1 日現在）

個別の教育支援計画活用による切れ目ない支援体制の構築に向けて【項目別の整理】

平成29年度 小学校学習指導要領 総則抜粋

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

*平成29年度 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、平成30年度 高等学校学習指導要領にも同様の記載あり

※令和元年度第2回市町特別支援教育担当者協議会 情報交換会より

	委員の皆様からの意見 △課題	市町での状況等 △課題	県の取組等
作成に関わった	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の通常の学級および高等学校でも特別な教育的支援を受ける必要がある児童生徒は増加している。 夏季休業中に作成の必要性について、検討を行っている学校もある。 全体的に少しの配慮があれば生活できている場合など、今年度は個別の指導計画を作成しないと判断することがある。 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒は、年度当初の教育課程の編成時期に作成している。 <p>△市町発達支援センター等との連携による作成が必要である(学校の負担軽減のため)。 △保護者の同意が得られない場合がある。 △作成プロセスのモデルや利活用の方法等について学校に示す必要がある。 △教員の視点だけでなく保護者や関係機関の視点も入れて作成するなど、質の向上が必要である。 △必要な情報が盛り込まれているなど、児童生徒や保護者にメリットのある形にすることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター等からの声により様式を見直している。(項目等) 保護者に記入していただく部分もあり、作成について連携を図っている。 幼稚園・小学校・中学校などで同じ様式を使用している。 学校訪問や研修など、機会を捉えて指導を行っている。 家庭訪問等で保護者と共有している。 <p>△教員や学校により、精度の違い等がある。 △保護者の期待に応えられていない。 △保護者の中に、作成に拒否感を持たれる場合がある。 △作成等の時間の捻出が難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式については、県および文部科学省より提示している。 県が作成している特別支援教育ガイドブックや文部科学省調査結果等を市町教育委員会へ周知し、作成に係る情報を提供している。 市町特別支援教育担当者協議会において、各市町の個別の指導計画および個別の教育支援計画の様式や活用に係る取り組み、好事例等について情報交換の場を設定している。 研修の実施 →作成の重要性、作成のポイントおよび保護者や関係機関との連携等などの理解促進
活用について	<ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画が作成されている生徒とされていない生徒とでは、自己理解の有無等による支援の受け入れに違いが生まれ、進学先や就職先の適応状況に差が生じることもある。 中学校卒業後高等学校へ引き継いでいるため、高等学校における作成率が上がっている。 <p>△個別の教育支援計画を作成するだけでなく活用できるとよい。 △自己理解の助けになるよう作成率だけでなく質の面での向上が大切である。 △PDCAで見直していくことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就学相談の場に持参し、長期的な視野に立って保護者や本人と相談しながら記入している。 作成したものを・幼稚園・小学校・中学校に引き継ぐことで切れ目ない支援の充実を目指して取り組んでいる。 県の「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」により専門家から助言を受け、効果的な活用につながっている。 <p>△引き継ぎ後の活用がうまくいっていない。 △研修体制を構築する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校特別支援教育推進事業(特別支援教育巡回指導員の派遣)により、中学校から引き継いだ個別の教育支援計画等の活用の仕方を助言している。(派遣対象:県内10校各10回程度実施) 市町特別支援教育担当者協議会において、各市町の個別の指導計画および個別の教育支援計画の様式や活用にかかる取り組み、好事例等について情報交換の場の設定(再掲) 県「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」におけるモデル地域での効果的な個別の教育支援計画の活用等について、研修等で県内に啓発普及している。
教育と福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の了解が得られれば、放課後等デイサービス事業所との連携も可能である。 福祉の側からも放課後等児童デイサービスガイドラインに沿って学校と連携してのサービスの提供を指導している。 <p>△放課後等デイサービスの質の向上等の面からも福祉との連携が重要である。 △関係機関から情報をもらうだけでなく、学校から福祉へつなぐ引き継ぎも必要。学校において情報の出しにくさがあるように感じる。 △支援を実施する複数機関がつながるなどの工夫が必要である。 △他機関との連携や情報共有が大切であり、つながりができるような仕組みづくりが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町によって、教育分野と福祉分野の連携の仕組み(会議等)ができているところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教職員等への障害のある児童生徒に係る福祉制度等の研修の実施や福祉関係者との関係づくりの場の設定に取り組んでいる。 →高等学校特別支援教育コーディネーター研修にて福祉等関係機関との連携の場の設定 →令和3年度より小・中学校特別支援教育コーディネーター研修にて福祉等関係機関との連携の場の設定 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組開始(県・14市町で協定締結) →市町と県立学校との連携した支援を行う体制を整備

【今後の課題】

- 個人情報の取り扱い(保護者の同意)
- 作成にかかる負担軽減
- 連携のための時間と場の設定→体制づくり
- 関係機関における担当窓口の明確化(顔の見える関係づくり)
- 事業所や福祉サービス等についての学校や保護者の認知不足
- 活用例等について、教職員への一層の周知等が必要

個別の教育支援計画

作成日 平成 年 月 日
〈新規 更新 (回)〉

児童生徒	ふりがな		性別	(担任)
	氏名			
保護者	氏名			
〇〇市立〇〇〇小学校		〇年 〇組	担任	

策定者

支援計画策定に関わった人
支援会議参加者を記入する。
例〇〇〇〇 (学級担任)

策定した年から更新するまでの
担任名を記入する。

プロフィール	家族構成	生育歴、療育歴、相談歴	諸検査の結果	合理的配慮など
	手帳 有 無		<p>乳幼児期の様子や行動の特徴を記入する。 (妊娠周産期・身体・運動発達・言語発達・生活面・行動特性・認知・身体特徴・健康・幼稚園、保育園などへの就園年齢と適応状況など)</p> <p>これまでに医療機関や福祉機関等で受けてきた療育や相談があれば、機関名と年月を記入する。</p>	<p>検査の名称、結果、検査機関、検査日等を記入する。</p>

5 支援の目標

夢の実現に向けて、情報を基に本人に必要なこと、大事にしたほうがいいこと、配慮していきたいことを話し合い、的確な支援を実施するため長期的な見通しを持った目標を作成する。

3 いま

いまに根ざす。ゴールに比して今がどのような状況にあるのか話し合う。本人の良さや得意なことにも着目することが大事。本人に合わせて枠は増減してよい。

4 必要な力

夢の実現、目指す姿に向けて必要な力は何か。どんな力を増す必要があるかを話し合う。本人に合わせて枠は増減してよい。

6 最初の一步

(支援の内容、関係者・機関、支援期間 → 結果)

家庭生活

夢の実現に向けて、誰が、どのような支援を行うのかを話し合い、記入し、確認する。具体的に書くこと、話し合いが終わった後、各メンバーが明日からどのような支援を行っていくのかが分かりやすい。また、評価、見直しがしやすい。関係者・機関の連絡先や担当者名も記入する。

結果はその都度、または1年ごとに担任や特別支援教育コーディネーターが保護者や関係者・機関と連絡を取り合い記入する。(どんどん書き足す。変更が出た場合も追加して記入する。)

学校生活

合理的配慮

〇「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定され、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、下記の「合理的配慮」の観点から踏まえて、可能な限り合意形成を図った上で決定し、その内容を個別の教育支援計画に明記する。
(中央教育審議会 H24.7 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より)

余暇・地域生活

その他

本人の周りの関係者・機関の枠は必要な所を記入すればいいので、必要がない所は空白でよい。また、枠の大きさや数は本人にあわせて作成する。イラストの変更も可。

医療、健康、相談

「個別の教育支援計画」は関係者・機関が連携して支援するためのツール(道具)です。書くことが大切ではなく、保護者、関係者・機関と話し合い、活用することが大切です。

PLAN(計画)—DO(実行)—CHECK(評価)—ACTION(改善)

1. 将来の夢・希望

本人や保護者の将来の夢や希望を記入「こんなことがしたい」「こんなふうになりたい」という思いを尊重する。本人の思いが大幅に変わってくれば、話し合いを持ち、変更、追加書き込みすることが望ましい。

2. ゴール (年後 歳)

HO. O

☆ 本人や保護者と「何年後〇歳の頃にこんな姿になってほしい」という前向きな話し合いをすることが大事。その年月日も記入する。

☆

☆

☆

☆

支援の目標や内容の評価と課題、引継

目標や主な支援の内容について評価し記入。引き継ぎ事項も記入する。担任や特別支援教育コーディネーターが保護者や関係者・機関と連絡を取り合い記入する。

次回支援会議予定 (平成 年 月)

次回の支援会議の開催について、おおよその予定を記入し、参加者で確認する。

この「個別の教育支援計画」の記載内容を了解し確認しました。

平成 年 月 日

保護者氏名

保護者から記載内容の了解を得て、署名をもらう。

個別の教育支援計画

作成日 平成 年 月 日
〈新規 更新（ 回）〉

プロフィール	
家族構成	
生育歴、相談歴、療育歴	
乳幼児期の様子や行動の特徴を記入する。 (妊娠周産期・身体・運動発達・言語発達・生活面・行動特性・認知・身体特徴・健康・幼稚園、保育園などへの就園年齢と適応状況など) これまでに医療機関や福祉機関等で受けてきた療育や相談があれば、機関名と年月、内容を記入する。	
諸検査の結果	
検査の名称、結果、検査機関、検査日等を記入する。	
合理的配慮など	
・これまでの合理的配慮についてについて ・その他、学童保育や習い事など、参考となる事項があれば記入する。	
手帳 有 無 ()	

本人のよいところ・好きなこと・得意なこと

児童生徒	ふりがな		性別
	氏名		
保護者	氏名		
〇〇立〇〇学校	(担任)〇年〇〇〇〇		
年 組			

策定した年から更新するまでの担任名を記入する。

策定者

支援計画策定に関わった人、支援会議参加者を記入する。
例〇〇〇〇（学級担任）

家庭生活 支援内容 → 結果

夢や希望の実現に向かって家庭で行う具体的支援(誰がいつどんな支援をするのか)を記入する。具体的に支援期間や回数がかかる場合は記入しておく。
結果はその都度、または1年ごとに記入する。(どんどん書き足す。変更が出た場合も追加して記入する。)

学校生活 支援機関、支援内容、支援期間 → 結果

夢や希望の実現に向かって学校生活で行う具体的支援(誰がいつどんな支援をするのか)を記入する。具体的に支援期間や回数がかかる場合は記入しておく。
結果はその都度、または1年ごとに記入する。(どんどん書き足す。変更が出た場合も追加して記入する。)

「個別の教育支援計画」は関係者・機関が連携して支援するためのツール(道具)です。書くことが大切ではなく、保護者、関係者・機関が話し合い、活用することが大切です。
PLAN(計画)—DO(実行)—CHECK(評価)—ACTION(改善)

その他 支援機関、支援内容、支援期間 → 結果

他の枠に書ききれなかったことなど、本人に合わせて記入する。

結果はその都度、または1年ごとに担任や特別支援教育コーディネーターが保護者や関係者・機関と連絡を取り合い記入する。(どんどん書き足す。)

将来についての希望（ 年後 歳 ）

【本人】 本人や保護者の将来の夢や希望を記入する。「こんなことがしたい」「こんなふうになりたい」という思いを尊重し、保護者とは「何年後〇歳の頃にこんな姿になってほしい」という前向きな話し合いをすることが大事。本人の思いが変わってくれば、話し合いを持ち、追加書き込みすることが望ましい。

【保護者】 本人の周りの関係者・機関の枠は必要な所を記入すればいいので、必要がない所は空白または削除する。枠の大きさや数は本人にあわせて作成する。イラストの変更も可。

支援の目標 情報を基に、本人に必要なこと、大事にしたほうがいいこと、配慮していききたいことを話し合い、的確な支援を実施するため長期的な見通しを持った目標を作成する。

本人の夢

合理的配慮

○「合理的配慮」は、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定され、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、下記の「合理的配慮」の観点から踏まえて、可能な限り合意形成を図った上で決定し、その内容を個別の教育支援計画に明記する。
(中央教育審議会 H24.7 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より)

余暇・地域生活 支援機関、支援内容、支援期間 → 結果

地域で行う具体的支援を記入する。合理的配慮の観点からも誰がいつどんな支援をするのか。具体的に支援期間や回数がかかる場合は記入しておく。余暇活動支援を家庭でも行う場合はこの欄に記入してもよい。結果はその都度、または1年ごとに記入する。(どんどん書き足す。変更が出た場合も追加して記入する。)

労働 支援機関、支援内容、支援期間 → 結果

労働にかかわる機関等で行う具体的支援を記入する。合理的配慮の観点からも誰がいつどんな支援をするのか。具体的に支援期間や回数がかかる場合は記入しておく。結果はその都度、または1年ごとに記入する。(どんどん書き足す。変更が出た場合も追加して記入する。)

医療、健康、相談 支援機関、支援内容、支援期間 → 結果

医療・福祉機関等で行う具体的支援を記入する。合理的配慮の観点からも誰がいつどんな支援をするのか。具体的に支援期間や回数がかかる場合は記入しておく。結果はその都度、または1年ごとに記入する。(どんどん書き足す。変更が出た場合も追加して記入する。)

支援の目標、内容の評価と課題、引継 (次回支援会議は平成 年 月頃に行う)

目標や主な支援の方法や内容について評価し記入する。引き継ぎ事項も記入する。担任や特別支援教育コーディネーターが保護者や関係者・機関と連絡を取り合い記入する。

次回の支援会議の開催についておおよその予定を記入し、参加者で確認する。

この「個別の教育支援計画」の記載内容を了解し、確認しました。
平成 年 月 日
保護者氏名

保護者から記載内容の了解を得て、署名をもらう。

※「合理的配慮」の観点として、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備が示されている。(中央教育審議会 H24.7 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告))